

5. 四万十町地域公共交通計画

5-1. 計画の区域

本計画の対象とする区域は四万十町全域とする。

また、本町を運行する路線バスや鉄道を共有する隣接自治体とは、連携して課題等に対処していく。



路線バスを共有する中土佐町（窪川－大野見線、久礼－大野見線）と黒潮町（窪川－佐賀線）とは、その共有路線の利便性向上、運行の維持について緊密に連携する。

5-2. 基本的な方針

(1) 目指す将来像

本計画が引き継ぐ本町の網計画の“目指す将来像”は、策定から4年が経った今日でも十分に共有すべきものであり、まだ実現に至っていない重要なものである。特に、来訪者の町内での活動を円滑にする移動についても十分な配慮が必要となることから、一部加筆を行い次のとおり設定する。

— 目指す将来像 — 四万十町の元気を支え、自然に優しく、 四万十町に関わる人々と共に成長する交通まちづくり

本町の公共交通網は、鉄道と路線バス、コミュニティバス、タクシーなどの公共交通が様々な移動を支えるインフラとして機能し、本町に暮らす人や本町を訪れる人の活動を支えている。

特に人が点在している山間部では、移動ニーズが変化しやすい傾向があるが、本町ではその変化に対応し、ニーズに合わせた運行サービスを提供できるよう運行事業者と連携をとり、車のみに頼ることなく生活をつづけられ、誰もが住み慣れた場所での生活を楽しむことができる。

また、本町を訪れる人には地域公共交通情報が十分に発信され、わかりやすく使える公共交通として機能する。

(2) 本町の公共交通が果たすべき役割

本町の公共交通がそれぞれの特徴を活かし苦手分野を補完し合うことで、地域の移動手段が公共交通網（ネットワーク）として十分に機能する。

本町の公共交通	役割の設定
鉄道	<ul style="list-style-type: none">・ J R 土讃線は、高知市方面など町外との移動を担う。・ J R 予土線は、町内の窪川地域、大正地域、十和地域をつなぐ幹線系統のひとつとして機能する。・ 土佐くろしお鉄道中村・宿毛線は、本町と幡多方面をつなぐ路線として機能する。
路線バス (幹線系統)	<ul style="list-style-type: none">・ 隣接する自治体や本町内の拠点、主要観光施設をつなぐ路線として機能する。・ 基本的に毎日運行する。
路線バス (枝線系統)	<ul style="list-style-type: none">・ 幹線系統を補完する機能を持ち、沿線や施設の状況に応じて、運行日やダイヤは柔軟に設定して運行する。
コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none">・ 住民の生活に必要な移動手段として、窪川地域、大正地域、十和地域の各地域拠点と周辺部の集落をつなぐ。・ 地区の状況に合わせて経路やダイヤを柔軟に設定する。
タクシー	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道や路線バス、コミュニティバスが対応しづらいニーズを補完して運行する。

(3) 基本方針の設定

調査結果から得られた成果をもとに課題を整理し、その課題を解決して目指す将来像の実現につなげていくための計画の基本方針の設定につなげる。

基本方針 1：公共交通網の再編を通じた利便性向上

鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーで構成する本町の公共交通網について、それぞれの役割に応じた利便性向上を図る。

玄関拠点や交通結節点における鉄道、路線バス、コミュニティバス同士の接続を拡充するとともに、引き続き公共交通空白地区の解消に取り組む。また、運賃制度の見直しや情報発信の拡充にも取り組む。

基本方針 2：公共交通の利用促進

公共交通が身近な移動手段であることを認識してもらうための取り組みを行う。

車しか移動手段がないと思込んでいる人や、地域の子どもたちが公共交通（路線バス、コミュニティバス）を体験できる機会を創出する。また、対面による意見交換を通じて、利用者のニーズを把握し運行に反映するとともに、利用方法などを丁寧に説明する機会につなげる。

基本方針 3：地域と公共交通網の連携

“移動の目的となる集客施設”と“移動の手段である公共交通”が、サービスや利便性確保を目指して連携する。また、地域住民の声を迅速に把握し必要に応じた対応をとれる体制を引き続き推進する。

基本方針 4：公共交通利用者の安心と安全の確保

公共交通利用者の公共交通利用時における安全の確保と、公共交通網が持続することで地域の安心につながる取り組みを推進する。

5-3. 計画の目標

本計画は、地域の“これからの移動ニーズ”と“公共交通網”を整合させるとともに、公共交通網そのものの利便性向上と維持につなげていくものであり、計画の実行を通じて、「目指す将来像」の実現へと導くマスタープランである。

本計画の達成状況を評価するための指標、現状値及び目標値を、基本方針ごとに設定する。

(1) 「基本方針1：公共交通網の再編を通じた利便性向上」に係る目標

目標1：路線バス及びコミュニティバス利用者数を維持させる		
<p>[考え方]</p> <p>地域のニーズに合わせた路線再編と利便性向上、利用促進の取り組みなどを通じて、路線バスとコミュニティバスの利用者数を拡大させていく。</p> <p>一方で、本町では人口減少が続いており、高齢者人口も減少局面に入ってきたことから、バス利用者数の維持自体が難しくなっている現状がある。そこでコロナ禍の終息が見えてきた令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の利用者数を現状値とし、この人数を下回らないことを目標値とする。</p>		
<p>[算定方法]</p> <p>運行事業者が毎年9月末時点にとりまとめる、当該補助年度1年間（10月～9月）の利用者数データを活用して算定する。</p>		
<p>現状値</p> <p>2023（R5）年9月末</p> <p>84,747人</p>	<p>中間目標値 [計画3年目]</p> <p>2026（R8）年9月末</p> <p>84,747人を下回らない</p>	<p>最終目標値 [計画5年目]</p> <p>2028（R10）年9月末</p> <p>84,747人を下回らない</p>

目標2：路線バス及びコミュニティバスの収支率を改善させる		
<p>[考え方]</p> <p>地域の移動ニーズとの整合を目指し、一部の路線バスをコミュニティバス（運賃を100円と設定している）に置き換えるなど、収支率としては悪化していくことが想定されるが、利便性と経済性が向上することで利用する人が増えると想定する。また、運行の効率化などの取り組みを通じて現状における収支率を下回らないことを目標値とする。</p>		
<p>[算定方法]</p> <p>毎年9月末時点に運行事業者から報告される、当該補助年度1年間（10月～9月）の路線バス及びコミュニティバス運賃収入と経常費用から算定する。</p>		
<p>現状値</p> <p>2023（R5）年9月末</p> <p>11.28%</p>	<p>中間目標値 [計画3年目]</p> <p>2026（R8）年9月末</p> <p>11.28%を下回らない</p>	<p>最終目標値 [計画5年目]</p> <p>2028（R10）年9月末</p> <p>11.28%を下回らない</p>

目標3：路線バス及びコミュニティバスの公的資金投入額（利用者1人当たり）を縮小させる

[考え方]

旧窪川町、旧大正町、旧十和村がひとつになった広大な町域を有する本町では、公共交通網の路線数や走行距離が大きくなっており、結果として公共交通網の維持に必要な公的資金投入額も大きくなる。

住民の生活を支える重要なツールとして、利用者がいる限り公共交通網を維持させていくべきと考えるが、支出に見合ったサービスとしてモード転換の検討も必要になってくると考える。そこで目標値として、路線バス及びコミュニティバスに対する公的資金投入額を利用者1人当たりで算出し、現状値を超えないことを目標値とする。

[算定方法]

毎年9月末時点における当該補助年度1年間（10月～9月）の路線バス及びコミュニティバスに対する公的資金投入額を、利用者数で除して1人当たりを算出する。

現状値	中間目標値 [計画3年目]	最終目標値 [計画5年目]
2023 (R5) 年9月末	2026 (R8) 年9月末	2028 (R10) 年9月末
1,560 円/人	1,560 円/人を超えない	1,560 円/人を超えない

目標4：コミュニティバス利用者の満足度を向上させる

[考え方]

計画2年目に町内の公共交通網の大規模な再編を予定しており、この成果として運行経路や運行ダイヤ、交通結節点におけるモード間接続などの大幅な改善につながる。利用者にとって利便性が向上し、路線バスやコミュニティバスに対する満足度が向上すると考える。

[算定方法]

コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施し、窪川地域、大正地域、十和地域の各コミュニティバスの「運行経路」、「運行ダイヤや乗り継ぎ」に関する満足傾向（とても満足、満足の合計）がそれぞれ80%を超えることを目標とする。

本アンケート調査は計画3年目と計画5年目に実施する。

現状値	中間目標値 [計画3年目]	最終目標値 [計画5年目]
2023 (R5) 年9月末	2026 (R8) 年9月末	2028 (R10) 年9月末
窪川地域： <u>80%</u> 、 <u>76%</u> 大正地域： <u>70%</u> 、 <u>47%</u> 十和地域： <u>73%</u> 、 <u>46%</u>	窪川地域：85%、80% 大正地域：80%、70% 十和地域：80%、70%	窪川地域：90%、85% 大正地域：85%、85% 十和地域：85%、85%

※値の左側が「運行経路」、右側が「運行ダイヤや乗り継ぎ」に対する満足度

(2) 「基本方針 2：公共交通の利用促進」に係る目標

目標 5：地区別意見交換を毎年度 6 回（地区）以上実施する		
<p>[考え方]</p> <p>住民を対象として意見交換を行い、当該地区を運行する路線バスやコミュニティバスの課題を明らかにし改善につなげるとともに、実際に運行する公共交通の利用方法などを説明し利用促進につなげる。</p> <p>[算定方法]</p> <p>毎年 9 月までの 1 年間に、地区住民を対象とした公共交通をテーマとする意見交換及び説明会を実施する。もしくは公共交通利用者懇談会を開催する。計画期間初年度は 6 ヶ月となるため、半数の 3 回（地区）の開催を目標とする。</p>		
初年度目標値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2024 (R6) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
3 回	6 回	6 回

(3) 「基本方針 3：地域と公共交通網の連携」に係る目標

目標 6：主要施設最寄りバス停における乗降者数が増加する		
<p>[考え方]</p> <p>公共交通網と地域の主要集客施設等の連携と利便性向上により、窪川地域、大正地域、十和地域の各中心部に路線バスやコミュニティバスを使って移動する人が増えるものとする。そこで、中心部バス停留所における乗降者の合計が、毎年 5.0% ずつ増加することを目標とする。</p> <p>[算定方法]</p> <p>運行事業者が毎年 9 月末時点にとりまとめる当該補助年度 1 年間（10 月～9 月）の利用者数データより、路線バスとコミュニティバスの対象停留所及びフリー乗降区間の乗車数と降車数を集計し合計を検証する。</p>		
窪川地域	窪川駅、北琴平町、みどり市前、古市、くぼかわ病院前、東町、郵便局前、本町、福祉センター前、しまんとハマヤ前、新開町	
大正地域	大正駅、健康管理センター、田野々、診療所前、大正橋	
十和地域	十川駅、十和役場前、十川、十川橋、昭和上、昭和本	
現状値	中間目標値 [計画 3 年目]	最終目標値 [計画 5 年目]
2023 (R5) 年 9 月末	2026 (R8) 年 9 月末	2028 (R10) 年 9 月末
乗車：13,639 人 降車：15,413 人 合計：29,052 人	乗車：15,789 人 降車：17,843 人 合計：33,632 人	乗車：17,407 人 降車：19,672 人 合計：37,079 人

(4)「基本方針4：公共交通利用者の安心と安全の確保」に係る目標

目標7： 四万十町内の運転免許証自主返納者数が増加する

[考え方]

地域の公共交通網が利用者のニーズと整合した運行が実現し、特に高齢者は安心して公共交通を利用できる環境が整う。このことから、運転に不安を持つ人が運転免許証を自主返納し、生活に必要な移動手段として公共交通を選択する人が増加する。必ずしも運転免許証の自主返納に誘導するものではないものの、公共交通に対する信頼が醸成されることで返納者数が年間3.0%ずつ増加していくことを目標とする。

[算定方法]

町内で運転免許証を自主返納した人の数を窪川警察署からデータを提供してもらい、算定する。毎年1月～12月の1年間を指標の対象期間とする。

現状値	中間目標値 [計画3年目]	最終目標値 [計画5年目]
2023 (R5) 年 12 月末	2026 (R8) 年 12 月末	2028 (R10) 年 12 月末
67 人	73 人	77 人

5-4. 具体的事業及びその実施主体

「目指す将来像」の実現に向けた、基本方針ごとに具体的な施策とその実施主体を整理する。

基本方針1：公共交通網の再編を通じた利便性向上	
01	路線網の再編を通じた利便性向上
02	公共交通同士の接続強化
03	移動手段確保困窮者を出現させない
04	路線バス運賃制度の再構築
05	公共交通に関する情報発信の拡充
06	待合所の整備
07	JR予土線の維持
基本方針2：公共交通の利用促進	
01	対面による意見交換
02	バス乗り方教室の開催
03	地域のイベントとの連携
基本方針3：地域と公共交通網の連携	
01	集客施設と公共交通網の連携
02	観光と公共交通網の連携
03	地域と公共交通網の連携
基本方針4：公共交通利用者の安心と安全の確保	
01	公共交通利用における安全確保
02	乗務員確保の支援
03	大規模災害への備え

1-01：路線網の再編を通じた利便性向上

□ 取り組みの概要

- ・路線バス及びコミュニティバスの運行経路や運行ダイヤを再編し、変化する地域の移動ニーズに対応したものと整合していく。
- ・利用が少ない路線バスは曜日を限定して運行するコミュニティバスに置き換え、運行日は限定するものの運行回数を増加させる。また、路線バスとして運行を継続するものも含め、窪川中心部で主要施設に立ち寄れるよう経路を循環させる。

表：路線バス及びコミュニティバスの再編方針（検討中を含む）

	路線名称	再編の方針
路線バスの再編	窪川－大野見役場線	・窪川中心部において経路を循環させる。
	窪川－松葉川温泉線	・窪川中心部において経路を循環させる。
	窪川－佐賀線	・土佐佐賀駅に乗り入れる。 ・くぼかわ病院、金上野団地方面に乗り入れる。 ・窪川中心部において経路を循環させる。
	窪川－道の駅とおわ線	・窪川－大正系統、大正－道の駅とおわ系統を統合し、窪川－十和間を直通させる。また、運行経路を変更する。 ・大正－十和間は休日にも運行させる。 ・窪川中心部において経路を循環させるとともに、くぼかわ病院まで運行を延伸する。
	影野線	・大井野経由を取り止め、全便同一系統とする。
	大奈路線	・大正北部方面線（下津井線、中津川線）の再編に合わせて、運行回数確保のために運行する。
コミュニティバスに転換	家地川線	・窪川中心部－家地川駅間を路線定期運行とし、家地川駅での待機時間中に区域運行路線として家地川周辺集落を運行する。 ・曜日を限定した運行とする。
	下津井線	・月曜と木曜の運行とし、令和6年3月より実証運行を開始する。
	中津川線	・火曜と金曜の運行とし、令和6年3月より実証運行を開始する。
コミュニティバスの再編	奥呉地線（窪川）	・大本神社方面への折り返し運行、替坂方面への運行経路付け替え等について検討をすすめる。
	飯ノ川線（窪川）	・運行経路を大元神社方面周りに付け替える。
	打井川線（大正）	・運行時間の調整を行い、窪川中心部における滞在時間を現状より長く確保する。
	下道線（大正）	・西ノ川地区内の運行経路を付け替える。 ・下津井線、中津川線に合わせてダイヤ改正。
	戸口・戸川線（十和）	・谷本地区から学校前（十川小学校、十川中学校）を経由する経路に付け替える。

表：再編及び新設の検討を要する地区・路線等

路線名称	再編の方針
興津線（窪川）	・利便性向上と利用拡大に向けた再編検討を引き続きすすめる。
志和線（窪川）	・利便性向上と利用拡大に向けた再編検討を引き続きすすめる。
向川方面（窪川）	・利便性向上と利用拡大に向けた再編検討を引き続きすすめる。
川ノ内線（窪川）	・住民から要望されている一部区間の経路付け替えについて検討をすすめる。
奥呉地線（窪川） 床鍋線	・両線の運行経路を統合することで、いずれも週に2日運行となるよう検討をすすめる。
浦越方面（十和）	・利用実態に見合った運行への転換を検討する。
北の川・広井線（十和）	・北の川線と広井線に分割し、利用実態に見合った運行への転換を検討する。
大畑方面（十和）	・崎山ー古谷口と大畑方面を合わせた、大道線と平行する新路線の検討をすすめる。

□ 実施主体と役割

四万十交通	・利便性向上に向けた再編に必要な取り組みを町と連携して行う。
丸三ハイヤー	・利便性向上に向けた再編に必要な取り組みを町と連携して行う。
四万十町	・地域の移動ニーズとの整合や利便性向上につなげる再編計画を運行事業者と連携してすすめる。 ・路線を共有する隣接自治体との協議を行う。
中土佐町	・窪川ー大野見役場線の再編について本町と連携して協議をすすめる。
黒潮町	・窪川ー佐賀線の再編について本町と連携して協議をすすめる。

1-02：公共交通同士の接続強化

□ 取り組みの概要

- ・本町の交通結節点である窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の各駅において、鉄道と路線バスやコミュニティバス、路線バスとコミュニティバスのそれぞれのモードが接続できるようダイヤ調整を行う。
- ・鉄道とコミュニティバスを含むバス路線のダイヤ接続が維持されるよう、事業者間の連絡体制を構築する。

□ 実施主体と役割

J R四国 土佐くろしお鉄道	・ダイヤ改正に関する情報をバス事業者、四万十町に提供する。
四万十交通	・鉄道とバスのダイヤ接続を維持する。 ・主要なダイヤ接続が解除される場合は、町と協議を行いバス事業者と連携してダイヤ再編等の手続きをすすめる。
四万十交通 丸三ハイヤー	・路線バスとコミュニティバスのダイヤ接続を実現し、それを維持する。 ・地域事情に合わせたダイヤ再編が行われる際には、交通結節点における接続を維持するため、町も交えた協議を通じて対象路線のダイヤ再編に取り組む。
四万十町	・交通結節点におけるダイヤ接続とその維持のために運行事業者との協議、調整に取り組む。

1-03：移動手段確保困窮者を出現させない

□ 取り組みの概要

- ・公共交通を利用しづらい地区において、生活に必要な移動手段確保に困窮する住民に対し、本町の福祉担当課と調査の上、対応策の検討をすすめる。
- ・対応策として、既存の路線バスやコミュニティバスの小規模な再編が考えられるが、それが不効率と判断される場合は、タクシー等を活用した移動手段の整備検討が想定される。

□ 実施主体と役割

四万十町	・生活に必要な移動手段確保に困窮する町民の情報収集に取り組む。 ・移動手段確保困窮者の状況に応じて、福祉部門担当課と連携し対応する。
バス事業者	・四万十町と対応策について協議を行い、必要に応じて実行する。
タクシー事業者	・四万十町と対応策について協議を行い、必要に応じて実行する。

1-04：路線バス運賃制度の再構築

□ 取り組みの概要

- ・路線バスの運賃を現状より使いやすいものに再構築する。
- ・運賃の額等については、利用者の意見や運行事業者の意向をもとに検討をすすめる。
- ・当初は運賃収入の減少があり、町による政策経費の増加につながるが見込まれるものの、次第に利用者の増加につながることを期待し、収支率が改善されるよう周知活動及び利用促進の取り組みを強化する。
- ・運賃制度の再構築が確定して以降、広報に取り組む。

□ 実施主体と役割

四万十交通	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃制度再構築に必要な手続きをすすめる。 ・利用者への周知活動に取り組む。
四万十町	<ul style="list-style-type: none"> ・四万十交通の周知活動等広報を通じて利用促進につなげる。

1-05：公共交通に関する情報発信の拡充

□ 取り組みの概要

- ・住民や本町への来訪者が出発前に収集、確認できる町内の公共交通運行情報と、駅や停留所で入手できる運行情報、そして主要施設などで入手できる運行情報、常にアクセスできる携帯端末用の運行情報などを一体的に整備する。

情報ツール	情報発信の概要
WEB情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやスマートフォン用に、地域の公共交通情報（路線図、運行ダイヤ、運賃等）を発信する。
家庭への配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・窪川地域、大正地域、十和地域の3地域版として時刻表冊子を引き続き製作し、必要とする人に配布する。 ・路線や停留所を限定した時刻表を必要な人に配布する。
駅・バス停掲示物	<ul style="list-style-type: none"> ・駅のバス時刻表掲示物として、路線図と時刻表、運行事業者情報、地域情報を記載したものを掲示する。 ・バス停掲示物として、路線図と発車時刻表、運行事業者情報などを記載したものを掲示する。
主要施設掲示物	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の運行情報掲示物として、路線図と時刻表、運行事業者情報、地域情報を記載したものを掲示する。
緊急時の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が災害や事故等により突発的に運休する場合、利用者に対してSNSなどを通じた情報発信を行う。

□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB情報、家庭への配布物、主要施設掲示物等の作成に取り組む。また、SNSを活用した情報発信体制を構築する。
バス運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・駅やバス停掲示物の作成に取り組む。また、町が担う情報発信について必要な情報等を提供する。

1-06：待合所の整備

□ 取り組みの概要

- ・バス利用者が安全に、そして快適に路線バスやコミュニティバスを待てる環境整備に取り組む。

地域	待合所整備が求められる場所
大正地域	・ 田野々バス停
十和地域	・ 十川地区中心部 ・ 十川橋バス停

参考写真：量販店の敷地に整備したバス待合所

[サンシャインディスカ 津野町]



[サンプラザ越知店 越知町]



□ 実施主体と役割

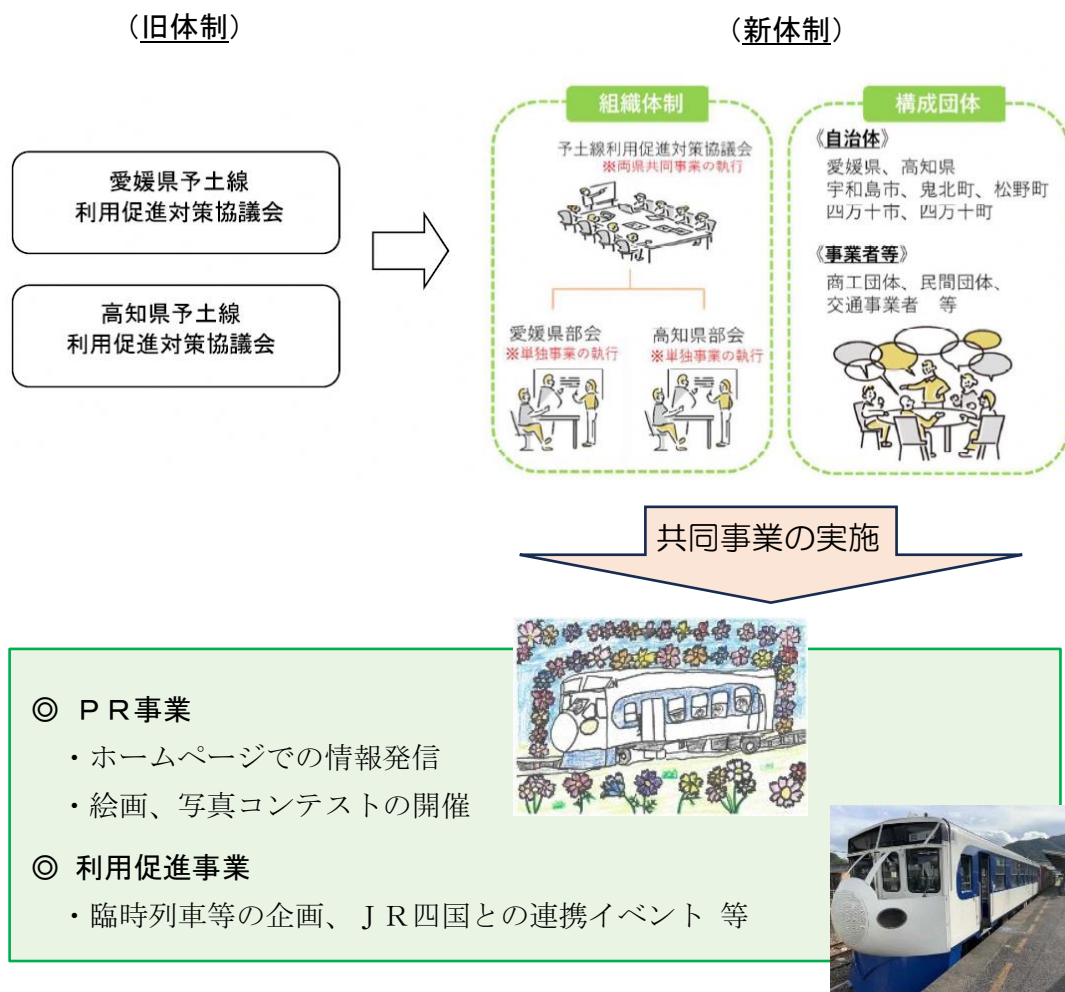
四万十町	・ 待合所整備に取り組む。
関連店舗等	・ 敷地の活用に協力する。
バス運行事業者	・ バス待合所の利用方法について周知に取り組む。

1-07 : J R 予土線の維持

□ 取り組みの概要

- ・令和5年10月に高知県と愛媛県両県の予土線利用促進対策協議会が統合したことから、沿線5市町がより一層の連携・協働を図りながら新協議会共同事業を実施し、予土線の利用促進を図る。
- ・予土線を活かす新しい発想について、J R 四国及び沿線の関係団体と継続して協議を行う。

予土線利用促進対策協議会（愛媛高知両県協議会）



□ 実施主体と役割

J R 四国	・予土線が地域に果たしている役割を再検証し、利用促進に係る方策を関係機関とともに検討する。
予土線利用促進対策協議会	・予土線を活かす新しい発想による利便性向上及び利用促進策の検討を引き続き行う。
四万十町	・予土線を活かす新しい発想による利便性向上及び利用促進策の検討を引き続き行う。

2-01：対面による意見交換

□ 取り組みの概要

- ・ 地区に出向き、バス利用者やまだ利用につながっていない住民との対面にて、移動手段確保をテーマに意見交換を行う。
- ・ バス利用者を対象として、利用者懇談会を定期的を開催する。
- ・ 取り組みから得られたバス運行に関する問題点や要望をバス路線再編に反映する。
- ・ まだバスの利用に至っていない住民には、バス利用のメリットや意義、将来への備えとして利用啓発を同時に行う。

□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区と調整を行い、公共交通に関する地区別意見交換会を開催する。 ・ 利用者懇談会を定期的を開催する。
バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や利用者から出された意見や要望について、現地での調査等を行い、可能なものについては路線再編に反映させる。

2-02：バス乗り方教室の開催

□ 取り組みの概要

- ・ 地区や学校を対象として、実際に運行するバス車両を活用したバス乗り方教室を開催する。地域の公共交通情報に関する座学、バス車内でのマナーや乗降時の注意事項、ICカードですかの体験などを行う。
- ・ 普段バスに乗っていない人が、バス車両を身近に体験することで、実際の利用につながることを期待できる。また、ICカードですかを実際に体験することで、その利便性が確認でき、ICカードですかの普及が促進される。

写真：バス乗り方教室の様子



□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区と調整を行い、バス乗り方教室を開催する。
バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス車両とICカードですか（テストカード）を使った体験講習としてバス乗り方教室を行う。

2-03：地域のイベントとの連携

□ 取り組みの概要

[イベントへの移動手段として活用]

- ・町内で開催されるイベントへのアクセス方法として、来訪者に公共交通を活用してもらう。

□ 実施主体と役割

イベント主催者	・イベントの広報チラシにて、公共交通でのアクセス情報を記載し、公共交通の利用を促す。
四万十町	・イベント主催者に、来訪者への移動手段として公共交通利用を促す周知を依頼する。

3-01：集客施設と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[運行情報の掲示]

- ・集客施設（商業施設や医療施設等）に、バスやコミュニティバスを使ってやってくる来訪者用に、運行情報などをわかりやすい適切な場所に掲示する。

[集客施設への乗り入れ]

- ・集客施設利用者の利便性と、道路横断をしなくて済む安全性確保につなげる取り組みとして、集客施設敷地への路線バス及びコミュニティバスの乗り入れと敷地内における乗降場所設置に取り組む。
- ・すでに敷地内への乗り入れを行っている集客施設について、他の一般車両との輻輳を避け、安全性を向上させるため、敷地内の運行経路や乗降場所の変更などの検討をすすめる。

□ 実施主体と役割

集客施設	・運行情報の掲示を行う。 ・バス及びコミュニティバスの敷地内乗り入れについて、一般車両への注意事項などの啓発に取り組む。また、乗降場所にベンチを設置するなど、バス利用者の待合環境の維持に取り組む。
バス事業者	・集客施設にて敷地内運行に際し、安全確保に取り組む。
四万十町	・集客施設へのバス運行情報掲示物を作成する。 ・商業施設への乗り入れについて、運行事業者を交えて検討をすすめる。

3-02：観光と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[運行情報の掲示]

- ・観光施設や観光地への移動手段として公共交通を活用できる情報発信を行うとともに、現地にも運行情報などが入手できるわかりやすい情報掲示を行う。
- ・観光施設からの情報発信に、アクセス方法として公共交通を積極的に活用してもらえるよう記載する。

□ 実施主体と役割

観光施設	・来訪者のアクセス方法として公共交通を活用してもらえるよう、情報発信を行う。
------	--

3-03：地域と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[おでかけイベントの実施]

- ・地区の人々が公共交通を利用するきっかけとなるおでかけイベントを開催する。特に高齢でありながら車しか移動手段がないと思い込んでいる人に参加してもらい、日常的に運行している公共交通の体験につなげる。

[移動手段確保に困窮する人の情報を通知する仕組み]

- ・地域の状況をよく知る地区の代表者（地区長）や民生委員等からの、移動手段の確保に困窮している人（そのような状況に陥りそうな住民）の情報通知に対応する。



写真：おでかけイベント（中土佐町）

イベントを通じて普段バスに乗らない人たちのバス利用体験につながった。車内でのおしゃべりが盛り上がりと同時に、乗降ステップや車内手すりを確認し、特に高齢の人に好評であった。

□ 実施主体と役割

地区	・おでかけイベントの開催に主体的に関わり、地区内での参加呼びかけなどに取り組む。 ・地区長や民生委員は、地区内で移動手段確保に困窮し始めた人に確認を取り、依頼があれば行政に通知する。
バス事業者	・移動手段確保に困窮している人の情報を得た場合、事業所を通じて町に通知する。
四万十町	・おでかけイベントを企画し、地区とともに実行する。 ・地区からの通知を受けた場合、対象者にヒアリングを行い、移動手段確保の検討を行う。

4-01：公共交通利用における安全確保

□ 取り組みの概要

[バス停における安全確保策]

- ・交通量の多い国道 56 号や市街地に設置されているバス停の利用者が、安全に道路を横断してバスを利用できるよう、横断歩道の設置要望など、安全確保策に取り組む。

[自動車運転免許証の自主返納]

- ・自動車の運転が難しくなってきたと認識している人やその家族に対し、運転免許証の自主返納に関する正しい情報を周知するとともに、返納後の移動手段確保策について、広報紙や地区での説明会を通じてわかりやすく説明する。
- ・町内の公共交通運行情報を集約した冊子や福祉タクシー・バス利用券を配布し、次の移動手段として公共交通への転換を促す。

□ 実施主体と役割

バス事業者	<ul style="list-style-type: none">・安全確保策が必要なバス停のリストを作成し、町との協議を経て窪川警察署に横断歩道の設置等を要望する。・バス利用者に対して無理をせず余裕を持ってバス停に待機するよう啓発する。・運転免許証の自主返納に関する正しい情報周知に取り組む。
窪川警察署	<ul style="list-style-type: none">・バス事業者から要望されたリストを検証し、可能な場所には横断歩道を設置する等、安全確保に取り組む。
四万十町	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証を自主返納した人へ福祉タクシー・バス利用券の配布を行う。

4-02：乗務員確保の支援

□ 取り組みの概要

- ・バス事業者やタクシー事業者が、旅客運送事業に継続して取り組めるよう、行政や関係者と連携した乗務員確保策に取り組む。
- ・路線バス及びコミュニティバス乗務員、そして運行管理者（運行会社）の負担軽減の取り組みとして、バス乗降者数のカウントシステムを導入する。

□ 実施主体と役割

四万十町	<ul style="list-style-type: none">・県の事業と連携した乗務員確保の取り組みを支援する。・バスの乗降者カウントシステムの導入をすすめる。
バス事業者	<ul style="list-style-type: none">・近い将来の乗務員数を整理し、乗務員不足に陥る前に行政と連携した乗務員確保に取り組む。

4-03 : 大規模災害への備え

□ 取り組みの概要

- ・災害クラスの地震や大雨であっても、乗務員と運行事業者の落ち着いた対応が可能となり、公共交通利用者の安全確保につながることを目指す。
- ・路線バスやコミュニティバスの運行時に、大規模災害が発生した場合の対応策をあらかじめまとめるとともに、乗務員及び運行管理者、利用者に対する訓練を実施する。

□ 実施主体と役割

公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none">・乗務員の緊急時（災害発生時）における対応と行動をあらかじめまとめておく。・乗務員及び運行管理者に対して、定期的に訓練を行うよう努める。・BCP作成など災害への備えができている場合、町と共有する。
四万十町	<ul style="list-style-type: none">・利用者や地域住民に対する情報発信に取り組む。・公共交通事業者の備えを共有する。・公共交通事業者の災害への備えを支援する。

5-5. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進に関わる主体を整理する。

表：計画推進に関わる主体とその役割

四万十町地域公共交通活性化協議会	
参画主体	組織としての役割
四万十町役場 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会の事務局としての機能 ・計画を主体的に推進 ・国や県、その他団体との調整
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な運行サービスの提供 ・本協議会への関連事項の報告 ・計画に係る事業の推進及び協力
しまんと町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進に対し、特に移動制約者への対応など、組織の強みを活かした協力
窪川警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の確保につながる取り組みに対する協力 ・関連する取り組みへの情報提供
四万十町地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・P D C Aサイクルによる事業進捗評価 ・再編対象となる交通モードの企画、改善計画策定

表：計画推進に参画を期待する主体とその位置づけ

本計画への参画を期待する主体	
参画を期待する主体	参画の位置づけ
四万十町民・来訪者	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な公共交通の利用 ・公共交通網の確保・維持の取り組みに対する理解 ・利用者の視点、住民からの視点、来訪者としての視点による意見、要望 ・公共交通の利用促進につながる取り組みへの参加

(2) 国の支援事業の活用

路線バス及びコミュニティバスに対する国の支援事業活用を次のとおり目指す。すでに地域公共交通確保維持事業を導入している路線については、引き続き利用の拡大と維持に取り組み、事業活用を継続する。

路線名称		今後の再編方針	導入事業 (下線は予定)
バス線	窪川－佐賀線	運行区間の一部を変更	<u>利便増進事業</u>
	窪川－道の駅とおわ線	路線の統合及び区間の変更	<u>利便増進事業</u>
窪川地域コミュニティバス	払川線		確保維持事業
	道徳線		確保維持事業
	奥呉地線	運行区間の一部を変更	確保維持事業
	折合線		確保維持事業
	若井川線		確保維持事業
	川ノ内線		確保維持事業
	神ノ川線		確保維持事業
	床鍋線		確保維持事業
	東北ノ川線		確保維持事業
	飯ノ川線	運行区間の一部を変更	確保維持事業
大正地域コミュニティバス	葛籠川線		
	打井川線	運行ダイヤの変更	
	相去線		
	下道線	運行ダイヤの変更	
	里川線		
	芳川線		
十和地域コミュニティバス	戸口・戸川線	運行区間の一部を変更	
	地吉線		
	北の川・広井線		
	野々川線		
	小野線		確保維持事業
	古城線		
	大道線		
検討路線	家地川線	路線の一部をデマンド運行	<u>利便増進事業</u>
	下津井線	路線バスのコミュニティバス化	<u>利便増進事業</u>
	中津川線	路線バスのコミュニティバス化	<u>利便増進事業</u>

※ 導入事業の「利便増進事業」は地域公共交通利便増進事業

※ 導入事業の「確保維持事業」は地域公共交通確保維持事業

□ 地域公共交通確保維持事業の導入について

本町では、人々の移動を支えている鉄道、幹線バスを補完する移動手段として、コミュニティバスをフィーダー路線として機能させることで地域公共交通網の再構築を推進している。

面積が広く、運行する公共交通路線網の規模が大きい本町では、これらを維持していくにあたり、単独で負担すべき経費を軽減することが重要な課題となっている。

また、事業評価における客観的視点からの事業検証と提言を元に適正な見直しにつなげていくことも重要であると考えます。

表：本町のフィーダー路線として位置づける路線

窪川地域	払川線、道徳線、奥呉地線、折合線、若井川線、川ノ内線、神ノ川線、床鍋線、東北ノ川線、飯ノ川線
十和地域	小野線

□ 地域公共交通利便増進事業の導入について

本町における公共交通の利便性を持続して高めていくために、本計画に記載する施策及び事業の推進にあたり、地域公共交通利便増進事業を導入する。

本計画に記載する施策のうち、地域公共交通利便増進事業と関連させるものは次のとおりである。

① 町内を運行する路線バス及びコミュニティバスの再編による利便性向上	<p>路線バス及びコミュニティバスの再編を通じて、町内の公共交通網の利便性向上につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-01：路線網の再編を通じた利便性向上 ▶ 関連する施策 1-06：待合所の整備
② 運行回数や運行ダイヤの再設定による利便性向上	<p>利用の少ない路線バスについて、毎日運行から曜日運行となるコミュニティバスに置き換えることで運行回数を増やし、利便性を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-02：公共交通同士の接続強化
③ 路線バスの運賃制度再構築による利便性向上	<p>路線バス再編に合わせて運賃見直しを進め、特に幹線系統として機能すべきバス路線の利便性と経済性を向上させ、鉄道を補完する機能を持たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-04：路線バス運賃制度の再構築
④ 公共交通に関する情報発信の拡充	<p>冊子やWEBを通じた情報発信を体系的に見直し、あらゆる世代が町内の公共交通の運行情報などにアクセスしやすいサービスを実現させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連する施策 1-05：公共交通に関する情報発信の拡充

5-6. 計画期間の事業推進

(1) 計画期間と事業の進捗管理

2024（令和6年）年4月～2029（令和11年）年3月までの5年間を計画期間とする。計画期間内は、次の表のとおり年度ごとに事業評価を行い、必要に応じて改善の取り組みを次年度に付加する。

表：計画期間における事業推進

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
2024年度 [1年目]	事業の実施			
2025年度 [2年目]	評価と改善	事業の実施		
		改善の取り組み		
2026年度 [3年目]	評価と改善	事業の実施		
		改善の取り組み		
2027年度[4年目]と2028年度[5年目、計画最終年]は、3年目（2026年度）の取り組みを踏襲し、加えて最終年度として本計画の検証及び総括を行い、次の計画策定に向けた検討をすすめる。				

表：計画期間における事業推進の概要説明

事業の実施	計画に沿って各関係者がその役割分担に従い、事業を推進する。
評価と改善	毎年6月に四万十町地域公共交通活性化協議会を開催し、それまでの事業成果をとりまとめるとともに、目標の達成状況をチェックする。その評価結果を踏まえ、改善の必要なものについてはその場で改善案を協議し、取りまとめる。
改善の取り組み	目標の達成に向けて、改善の取り組みを行う。

(2) 計画期間内における施策の実施スケジュール

本計画の「目指す将来像」の実現に向けて取り組む施策・事業の実施スケジュールを次のとおり設定する。計画2年目となる2025（令和7）年度に、路線バス及びコミュニティバスの全体的な見直し、再編を予定しており、それに伴い運賃制度や情報発信体制の再構築を実現する。

表：施策の推進スケジュール

	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10
1-01 路線網の再編を通じた 利便性向上	調整	実施	検証 見直し	検証 見直し	検証 見直し
1-02 公共交通同士の接続強化	調整	実施	調整	調整	調整
1-03 移動手段確保困窮者を 出現させない	検討	実施	検証 見直し	検証 見直し	検証 見直し
1-04 路線バス運賃制度の再構築	検討 調整	実施	検証	検証	検証
1-05 公共交通に関する 情報発信の拡充	実施	実施	実施	実施	実施
1-06 待合所の整備	調整	実施	検討 調整	検討 調整	検討 調整
1-07 JR予土線の維持	調整 実施	調整 実施	調整 実施	調整 実施	調整 実施
2-01 対面による意見交換	実施	実施	実施	実施	実施
2-02 バス乗り方教室の開催	実施	実施	実施	実施	実施
2-03 地域イベントとの連携	調整	実施	実施	実施	実施
3-01 集客施設と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-02 観光と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-03 地域と公共交通の連携	実施	実施	実施	実施	実施
4-01 公共交通利用における 安全確保	調整	実施	追加 対応	追加 対応	追加 対応
4-02 乗務員確保の支援	実施	実施	実施	実施	実施
4-03 大規模災害発生への備え	計画 作成	訓練	訓練	訓練	訓練